

最新の市政情報は、ホームページやSNSでご覧になれます。

堺市ホームページ



ライン堺市



フェイスブック堺市広報課



ツイッター堺市広報課



健康

新型コロナワクチン 春開始接種を実施しています

対象 新型コロナワクチンを2回以上接種し、前回接種から3カ月経過した次の方
▷65歳以上 ▷5~64歳で基礎疾患がある ▷医療従事者など
予約方法など詳しくは、市HP(QRコード)参照



問 堺市新型コロナワクチン接種コールセンター
(☎0570-048-567
IP電話からは☎072-256-4140)

日本脳炎予防接種お忘れなく



定期接種対象(接種回数)

▷生後6~90カ月未満(3回接種)
▷9~13歳未満(1回接種)

特例対象(不足分の接種が可能)

▷平成15年4月2日~19年4月1日に生まれ、計4回の定期接種が完了していない方

場所 実施医療機関

要申込 接種する医療機関へ詳しくは問へ

問 保健センター
(☎FAX区版1ページ)

高齢の方

肺炎球菌ワクチン接種できます

対象 次のいずれかに該当する方
▷65歳以上(来年3月31日までに65歳になる方を含む)
▷60~64歳で心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に身体障害者手帳1級程度の障害がある

場所 契約医療機関

費用 4,000円(1人1回限り)※

要申込 接種する医療機関へ
※次の方は免除されます。

▷令和5年度市民税非課税世帯
▷生活保護世帯
▷中国残留邦人等支援給付世帯
証明できるものを持って実施医療機関へ。接種後の申請や自費で接種後の返金は受け付けできません。実施機関など詳しくは、問へ

問 保健センター
(☎FAX区版1ページ)か
感染症対策課
(☎222-9933 FAX222-9876)

ジェネリック医薬品に 替えませんか



ジェネリック医薬品は、先発医薬品(最初に開発された薬)の特許終了後に販売される薬です。
▷有効性や安全性、品質は先発医薬品と同等です。
▷開発費用が抑えられるので、低価格で個人負担が軽くなります。

ジェネリック医薬品を希望する方は医師や薬剤師にご相談ください。

問 国民健康保険課
(☎228-7522 FAX222-1452)
後期高齢者医療制度は
医療年金課
(☎228-7375 FAX222-1452)

神経難病・膠原(こうげん)病のこと 専門医に電話相談できます

対象 確定診断を受けている、神経難病・膠原病(指定難病に限る)の患者・家族とその関係者

神経難病	膠原病
8月2日(水)	7月21日(金)
14~16時(1人30分以内)	

要申込
対象疾病など詳しくは、市HP(QRコード)参照



問 難病患者支援センター
(☎275-5056 FAX275-5038)

肝炎ウイルス(B型・C型) 無料で検査できます

対象 ▷20~39歳の方
▷40歳以上で他に検査の機会がない方
(過去同検査を受けた方は除く)

予約 契約医療機関へ

持参 健康保険証など本人確認できるもの
詳しくは問へ

問 感染症対策課
(☎222-9933 FAX222-9876)か
保健センター
(☎FAX区版1ページ)

特定医療費(指定難病)受給者証 更新申請が必要です

更新通知を送付します。
7月31日までに通知が届かない方は問へ

問 保健医療課
(☎228-7582 FAX222-1406)

保険・年金

限度額適用・標準負担額認定証 などの有効期限は7月31日

国民健康保険加入中の方

入院や外来で本認定証などを使用し、次に該当する方は7月11日から8月31日までに問へお越しください。

▷70歳以上の現役並み所得(※)

▷市民税非課税世帯

▷69歳以下

持参 被保険者証

後期高齢者医療制度加入中の方

次の方に新しい認定証を7月下旬に送付します。

▷現役並み所得(※)

▷市民税非課税世帯

▷引き続き同一区分で認定証の対象所得区分に変更があった方で届かない場合は問へお問い合わせください。

(※)対象となる現役並み所得者
市民税の課税標準額が145万円以上690万円未満の現役並み所得の方

区役所へ行くのが困難な方は、問へ相談してください

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

後期高齢者医療被保険者証 8月1日に切り替え

7月中旬に新しい被保険者証(橙色)を書留で送付します。
黄色の被保険者証は8月1日から使えません。



問 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課
(☎06-4790-2031
FAX06-4790-2030)か
区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

国民健康保険高齢受給者証 8月1日に切り替え

7月中に新しい高齢受給者証(水色)を送付します。



赤紫色の高齢受給者証は8月1日から使えません。

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

国民年金保険料納付が困難な方へ

国民年金第1号被保険者の方は未納になる前にご相談ください。

保険料免除・納付猶予制度(所得要件あり)	経済的理由などで保険料を納めることが困難な方(納付猶予は50歳未満の方のみ)
学生納付特例制度(所得要件あり)	20歳以上の学生の方

要申請 区役所や郵送、電子申請(マイナンバーカードとマイナポータルの利用者登録が必要)で詳しくは市HP(QRコード)参照



問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)か
堺東年金事務所(☎238-5101)

介護保険料 減免の相談はお早めに

次の方は、介護保険料が減免される場合があります。

▷災害により住宅などに著しい損害を受けた

▷生計中心者の所得が前年の2分の1以下で市民税非課税と見込まれる

▷市民税非課税世帯で、世帯の年間収入(医療費などを控除した額)が1人世帯150万円(世帯人員が1人増すごとに48万円を加算した額)以下で、預貯金や土地・家屋の資産が一定の要件を満たす場合(7月中旬に通知する保険料の段階が第1段階の方を除く)

▷刑務所などに拘禁された原則、減免期間は申請月からのため、早めに問へご相談ください。

問 区役所地域福祉課
(☎FAX区版1ページ)

後期高齢者医療制度 保険料の判定基準を改定

軽減対象世帯の所得判定基準を改定します。

▷5割軽減=29万円

▷2割軽減=53万5千円

保険料額決定通知書は7月下旬に送付します。

問 区役所保険年金課
(☎FAX区版1ページ)

税金

今月の納税 固定資産税・都市計画税第2期分

納期限 7月31日

納付方法 納付書か市HP(QRコード)参照



問 納税課
(☎FAX区版1ページ)か
税務運営課収納係
(☎228-3957 FAX228-7618)

